

(新) 自動車の市街地走行騒音検討・調査

11百万円(0百万円)

環境管理局総務課環境管理技術室

1. 事業の概要

日本では、自動車単体の騒音規制としてトラック・バス、乗用車及び二輪車に対して、

加速走行騒音：市街地を走行する際に発生する騒音

定常走行騒音：一定の速度で走行する際に発生する騒音

近接排気騒音：停車時にエンジン、排気管から発生する騒音

の規制が行われている。

一方、自動車の安全・環境規制について国際的な基準調和に向けて国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(UN/ECE/WP29)において議論が行われており、日本も積極的に参加しているところである。

その中で、騒音分野において、日本の加速走行騒音規制に当たる市街地走行騒音規制について提案されており、可能な範囲で基準調和することが必要であるが、日本の交通実態にあった規制の導入が肝要であり注意を払う必要がある。

そこで、欧州にて導入が検討されている市街地走行騒音規制について詳細な調査を行い、日本の現状の騒音規制(騒音値)との比較及び分析を行い、自動車の市街地走行騒音測定法の問題点等を整理する。

2. 事業計画

平成18～20年 欧州の市街地走行騒音対策の状況調査

平成18～20年 比較検討試験の実施、有効性の分析・検討

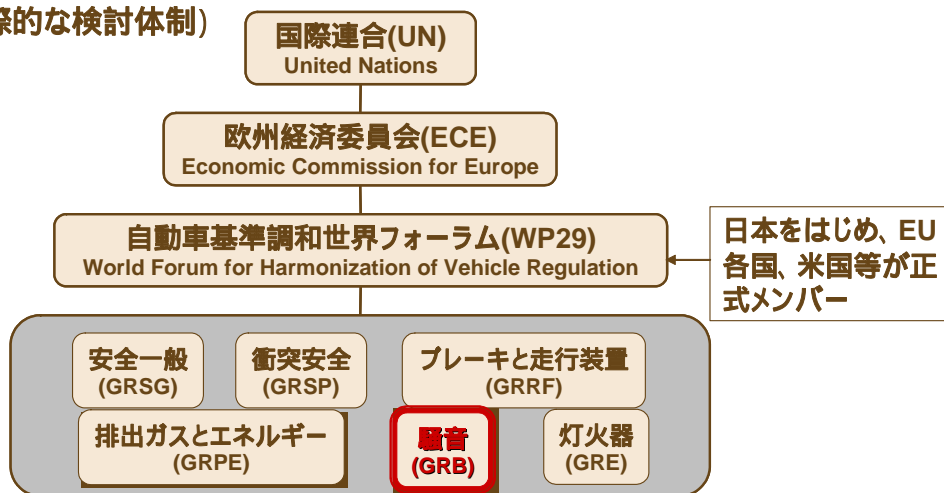
3. 施策の効果

欧州で導入が検討されている市街地走行騒音規制について、現在、日本で行っている規制と実走行等を含め比較検討を行い、中央環境審議会騒音振動部会において検討を進めるための基礎資料とする。これらにより今後の自動車単体騒音対策についてより有効な議論が可能となり、より有効な対策が実施されることとなる。

自動車騒音基準の国際基準調和について

自動車やその部品が国際流通商品であること、自動車における環境汚染の防止や安全の確保が国際的に要求されていることから、自動車の安全 / 環境基準について基準調和及び認証の相互承認について、国連の枠組み (WP29) のもと、国際的な議論が進展。騒音基準についても、騒音に関するワーキングパーティ (GR) において議論中我が国も、WP29の正式メンバーとして積極的に議論に参加

(国際的な検討体制)



日本の自動車騒音規制の状況

